

Well-Being 推進施策事業調査委託（アドバイザー）業務に係る業務仕様書

第1 一般事項

1 適用範囲

本仕様書は、Well-Being 推進施策事業調査委託（アドバイザー）業務（以下「本業務」という。）に適用する。

2 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

3 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、予め和泉市（以下「市」という。）の承諾を得たときは、この限りではない。

4 秘密の保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

5 個人情報の保護

本業務の遂行上知り得た個人情報の取り扱いについては、当該情報の漏洩、滅失等に特段の配慮を払わなければならない。

6 検査について

受託者は、本業務完了後速やかに成果品を市に納品し、その検査を受けなければならない。ただし、受託者の責めに帰すべき事由及び市の検査により不当であると認める場合は、その内容の訂正、修正等を行わなければならない。

7 疑義等について

この仕様書に定めのない事項又はその内容について疑義等が生じた場合は、市及び受託者で協議し定めるものとする。

第2 業務委託内容

1 業務名

Well-Being 推進施策事業調査委託（アドバイザー）業務

2 目的

本業務は、価値観の多様化や社会の寛容性の低下、地域における共助機能の弱体化など、現代社会が抱える構造的課題を背景に、生きづらさを感じる市民が増加している現状を踏ま

え、市民一人ひとりの「いのち」と「暮らし」を守り、誰もが身体的・精神的に健やかに、幸福を実感しながら暮らせる地域社会の実現を目指すものである。

和泉市がめざす「健幸（けんこう）」のまちづくり——すなわち、身体的な健康にとどまらず、市民一人ひとりが生きがいを感じ、日々の暮らしの中で Well-Being（ウェルビーイング）を実感できる状態——を実現するため、「市民一人ひとりが Well-Being を追求できるまちづくり」の方向性を具体化し、実効性のある施策の推進を図ることを目的とする。

特に、女性の不健康期間が全国・府平均を上回っていることや、若年女性のやせ傾向、妊婦の喫煙率の高さ、妊娠前のやせに起因する低出生体重児のリスクなど、女性に関する健康課題が顕在化している現状を踏まえ、女性の健康を支える体制の構築を通じて、健康寿命の延伸および QOL（生活の質）の向上を図ることが急務の課題である。

さらに、高齢化の進展を見据え、高齢者の介護予防に資する取り組みとして、日常生活の中で自然に身体を動かす機会を増やす「ウォーカブルなまちづくり」や健康的な行動に対してインセンティブを付与する「健康ポイント制度」などの楽しみながら健康になれる環境づくりを推進していくことも必要と考える。

また、健康意識の高い層と健康無関心層との間に存在する行動格差を是正するため、すべての市民が抵抗感なく、自由意思のもとで自然に健康的な行動を選択できるような環境づくりと仕組みの構築が求められる。

これらの目的を達成するため、既存の施策や事業を見直すとともに、より効果的・効率的な事業展開が可能となるよう、専門的な視点から助言および提案を行うことを業務の目的とする。

3 業務期間

委託契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日までの期間とする。

4 業務内容

（1）対象事業

対象事業は、「市民一人ひとりが Well-Being を追求できるまちづくり」を実現するためのあらゆる事業とします。

これは、子どもから高齢者まで、すべての世代が心身ともに満たされた状態（Well-Being）を追求できる和泉市を目指すものです。健康寿命の延伸や地域での生きがいづくり、世代間交流の促進にも寄与する事業を広く期待します。

ただし、廃止する事業・業務については、『第 4 次健康都市いずみ 21・食育推進計画』の範囲とします。

（2）和泉市の現状を踏まえ、課題解決に向けた効果的・効率的な事業（含：廃止、再構築）を、令和 8 年度以降に実施するための提案を行うこと。提案数は、限定しない。

（3）事業のテーマは、下記のテーマを必須とし、提案すること。しかし、下記のテーマ以外の提案を妨げるものではない。

■事業のテーマ

- ・女性の Well-Being 向上
- ・ウォーカブルなまちづくり
- ・健康 D X ・ポイント制

(4) 提案については、下記の内容項目を含めて、事業ごとに提案をすること。

●事業の実施内容

該当する事業のテーマ、実施する事業の目的、内容、取り組み方法など

●事業の目標設定

K G I ・ K P I (具体的・客観的・数値的目標)の設定

●実施 (含：廃止、再構築)の根拠と背景

事業の目標設定や事業内容の妥当性を裏付けるための根拠

(K G I の実証例、学術的研究成果、住民ニーズ、和泉市の特性など)

●事業の目的や成果を市民にわかりやすく伝えるための手法

●進捗管理とスケジュール

(5) 庁内関係部局や関係機関とのヒアリングや打ち合わせ等調整をはかりながら実態を十分に踏まえ進め、その際に必要な資料等の作成をすること。

《参考》主な市の関連計画

- ・和泉市 Well-Being 推進ビジョン (骨子)

- ・第4次健康都市いずみ21・食育推進計画

https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kosodatekenkobu/kenko_kenkozoin/osirase/kenkoukeikaku/1553306874304.html

- ・第5次和泉市地域福祉基本・活動計画

<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/fukusibu/fukusisomu/gyoumu/izumisiitiikifukushikeikaku/1554263248462.html>

- ・第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 (令和6年度～令和8年度)

https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/fukusibu/koureikaigo/gyoumu/kaigohoken/koureisyahokenhukushikeikaku_kaigohokennjigyokeikaku/20063.html

- ・他、第2次いのち支える和泉市自殺対策計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画、和泉市こどもまんなか計画、など

5 業務における体制について

主担当者をおくことを必須とし、主担当者が不在の際にも同様に対応することのできるその他の担当者を配置すること。なお、本仕様書における担当者とは、単純な事務（コピーやパソコン入力業務など）作業に携わる者を指すものではない。

打合せや調整については電話やメールに加え、必要に応じて和泉市役所または和泉市保健福祉センター（和泉市立保健センター含む）にて行うものとし、適宜オンライン会議等も実施できる体制とすること。

打ち合わせを含む会議（オンライン会議含む）については、コミュニケーションを適切に図るため、情報や考えを共有できるよう、必要に応じて適宜実施するものとし、少なくとも2週間に1回以上は行うこととする。

6 成果物

以下をそれぞれ電子媒体と紙媒体で納品するものとする。電子データの形式については、Word 形式（図表等については、Excel 形式も可）及び PDF 形式とする。

- ・『4 業務内容 (2)』で作成した事業（実施・廃止・再構築）の提案書
- ・業務遂行に必要な打ち合わせや会議等の資料やそれらの根拠となる資料、会議内容など

7 期限

令和 8 年度実施する事業の提案期限 令和 7 年 9 月末日

成果物納入期限 令和 8 年 3 月 13 日

8 成果品の利用及び著作権

- (1) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条（複製権）、第 23 条（公衆送信権など）、第 26 条の 2（譲渡権）、第 26 条の 3（貸与権）、及び第 28 条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに和泉市に無償で譲渡するものとする。ただし、成果品に掲載する画像データを外部に提供しようとする際は、受託者と協議の上決定するものとする。
- (2) 和泉市は、著作権法第 20 条（同一性保持権）第 2 項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者は、これに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9 納品場所

和泉市役所健康づくり推進室（保健福祉センター）

大阪府和泉市いぶき野五丁目 4 番 7 号

10 その他

- (1) 国・府・他市町村の動向についての情報提供（適宜）を行うものとする。
- (2) データ解析、事業の効果評価設定などのスーパーバイズ（適宜）を行うものとする。
- (3) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書の定めのない事項については、委託者及び受託者の協議によるものとする。
- (4) 見積には、担当者の職種などについて明記すること。

《参考》スケジュール（予定）

～7 月	事前打ち合わせなど
7 月～	庁内関係部署等ヒアリング
～9 月	令和 8 年度実施する事業・業務の提案
	令和 9 年度以降実施する事業・業務の提案 市民ニーズ・シーズを踏まえた施策の廃止の提案
～3 月	成果物納品

